

工事監理業務委託契約書（案）

1. 委託業務名 ふれあいの郷再編事業 工事監理委託
2. 路線等の名称 飛島村ふれあいの郷
3. 委託場所 飛島村竹之郷五丁目 43 番地
4. 委託期間 契約締結の翌日 から 年 月 日 まで
5. 契約金額 金 _____ 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 _____ 円)
6. 契約保証金 金 _____ 円
7. 支払回数 ○回払いとする。
8. この契約に定めるものを除き、飛島村財務会計規則の定めるところによる。

上記業務について、発注者 飛島村 と工事監理企業である受注者 ●●● は、この契約書及び別添約款によって工事監理業務委託契約（以下「この契約」という。）を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。この契約における用語の意義は、本文中特に定義されている場合及び文脈上別意に解すべき場合を除き、募集要項における定義に従う。

この契約の証として本書 2 通作成し、当事者押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目 1 番地
愛知県海部郡飛島村
代表者 飛島村長 加 藤 光 彦

受注者
[所在地]
[商号又は名称]
[代表者氏名]

業務委託契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約に定めるもののほか、(i) 要求水準書等（この契約、基本契約書、要求水準書及び募集要項等をいう。以下同じ。）及び(ii) 提案書に従い、この契約を履行しなければならない。なお、この場合において、「募集要項等」とは、募集要項及びその添付書類（各契約書案及び要求水準書を除く。なお、これらの書類につき修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに質問回答書その他これらに関して発注者が発出した書類をいう。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、業務に係る契約金（以下「委託料」という。）を支払うものとする。
- 3 受注者は、要求水準書等に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を履行するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 受注者は、本事業が、民間事業者の創意工夫及びノウハウを最大限に活用するため、設計、建設、工事監理、開業準備、維持管理及び運営を包括的に実施するDBO方式により行われることの趣旨を十分に理解し、業務の遂行に当たり、設計企業、建設企業、開業準備企業、維持管理企業及び運営企業との間で適切に連携を図らなければならない。
- 5 この契約、基本契約書、要求水準書、募集要項等及び提案書の間に齟齬がある場合の優先順位は、基本契約書第4条の定めるところによる。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとし、この契約に関する訴訟については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び契約の解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

(契約の保証)

- 第2条の2 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。なお、契約書の契約保証金額欄に「免除」と記載されているときは、この条は適用しない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

- (3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、委託料の10分の1以上としなければならない。

- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 4 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(業務計画書)

第3条 受注者は、この契約の締結後 14 日以内に要求水準書等及び提案書に基づき業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、業務計画書を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 履行期間又は要求水準書等及び提案書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画書の再提出を求めることができる。この場合において、第1項中「この契約の締結後」とあるのは、「再提出の請求のあった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものでない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部、又は発注者が要求水準書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の規定により承諾を得たときは、業務に関して発注者に対して負う義務を当該第三者に遵守させる責務を負うとともに、当該第三者の行為について責任を負うものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない事情があると発注者が認めるときは、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。この場合において、発注者に対する書面による承諾は、事後とすることができる。

(特許権等の使用)

第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、要求水準書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者が特許権等を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第7条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、要求水準書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する業務の完了（成果物がある場合にあっては、成果物の完成を含む。）のための受注者又は受注者の管理技術者等に対する業務に関する指示

(2) この契約及び要求水準書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者等との協議

(4) 業務の進捗の確認、要求水準書等の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 本約款に定める書面の提出は、要求水準書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に提出した日をもって発注者に到達した

ものとみなす。

- 4 発注者が監督職員を置かないときは、監督職員の権限は、発注者に帰属する。
(管理技術者)

第8条 受注者は、要求水準書等に定めるところにより、その必要があるときは、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者（2人以上の管理技術者を定めたときは、これらの者を統括する管理技術者）は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、委託料の変更、履行期間の変更、委託料の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(工事監理者)

第8条の2 受注者は、要求水準書等及び提案書に定めるところにより、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第8項に規定する工事監理を行う者として、同法の規定により当該工事監理を行うことができる資格を有する建築士（以下「工事監理者」という。）を定め、建設工事の着手前に、その氏名、資格その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

- 2 工事監理者は、管理技術者を兼ねることができる。

- 3 受注者は、工事監理者を変更しようとするときは、やむを得ない理由がある場合を除き、あらかじめ、その理由及び変更後の工事監理者の氏名、資格その他必要な事項を発注者に通知し、その承諾を得なければならない。

(管理技術者等に対する措置要求)

第9条 発注者は、管理技術者、工事監理者又は業務に従事する受注者の使用人若しくは第5条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務を行うにあたり著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(業務の確認)

第10条 受注者は、要求水準書等において監督職員の立会いの上確認するものと指定された事項については、立会いを受けて履行しなければならない。

- 2 受注者は、要求水準書等に定めるところにより、業務の履行状況を発注者に報告しなければならない。

- 3 受注者は、工事が設計図書（建設工事請負契約書第1条第1項に規定する設計図書をいう。以下同じ。）のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、建設企業に対してその旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求めるとともに、建設企業がこれに従わないときは、その旨を発注者に報告しなければならない。

- 4 受注者は、工事監理を終了したときは、直ちに、建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第3項に規定する工事監理報告書その他要求水準書等に定める書類を発注者に提出しなければならない。

(建設工事請負契約における監督員としての職務)

第10条の2 受注者は、建設工事請負契約書第10条第1項に規定する監督員として、同条第

2 項に定める権限のうち、発注者が委任した範囲内においてその職務を行うものとする。

2 受注者は、建設工事請負契約に基づく工期若しくは請負代金額の変更を伴うおそれのある指示、承諾若しくは協議又は設計図書の変更に係る承諾その他発注者が指定する事項については、あらかじめ発注者の承諾を得なければ、これを行ってはならない。

3 受注者は、前項の規定に違反して行った指示、承諾又は協議により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(貸与品等)

第 11 条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）にかかる事項は、要求水準書等に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、即日に関注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、要求水準書等に定めるところにより、業務の完了、要求水準書等の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に遅滞なく返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納めるか、返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(要求水準書等及び提案書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第 12 条 受注者は、業務の内容が要求水準書等及び提案書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合は、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第 13 条 受注者は、業務の遂行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知して、その確認を請求しなければならない。

(1) 要求水準書等が一致しないこと。

(2) 要求水準書等に誤謬又は脱漏があること。

(3) 要求水準書等の表示が明確でないこと。

(4) 履行上の制約、要求水準書等に示された履行条件が実際と相違すること。

(5) 要求水準書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して講ずるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上で、当該期間を延長することができる。

4 調査の結果により第 1 項各号に掲げる事由が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、要求水準書等の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により要求水準書等の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認められるときは、発注者は、履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第 14 条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められ

るときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第 15 条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を変更しなければならない。この場合において、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、建設工事請負契約に基づく工事の工期が建設企業の責めに帰すべき事由により延長されたことに伴い履行期間を延長する場合には、発注者は、委託料の変更及び費用の負担を行わないものとする。

(発注者の請求による履行期間の変更等)

第 16 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、履行期間を延長すべき場合において、発注時に予期することのできない特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を協議の上、要求することができる。

3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法等)

第 17 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

2 協議開始の日は、履行期間の変更事由が生じた日（第 15 条第 1 項の規定による場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の規定による場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求をした日）とする。ただし、7 日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(委託料の変更方法等)

第 18 条 委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日は、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。

3 受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第 19 条 受注者は、災害防止その他の業務（以下「災害防止等」という。）のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受注者は、臨機の措置をとったときは、直ちに、当該措置の内容を発注者に通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止等を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる費用については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害の負担)

第 20 条 業務の遂行にあたり生じた損害（次条第 1 項に規定する損害を除く。）は、受注者

がその費用を負担する。ただし、その損害（要求水準書等に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 21 条 業務の遂行にあたり第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。ただし、その賠償額（要求水準書等に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務を行うにつき通常避けることのできない騒音、振動等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、業務を行うに当たり受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前 2 項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

（検査及び引渡し）

第 22 条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上で、要求水準書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を実施し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして、前 2 項の規定を準用する。

4 受注者は、業務の検査に合格したときは、直ちに当該業務に係る成果物を引き渡すものとする。

（委託料の支払）

第 23 条 受注者は、前条第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の検査に合格したときは、委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

（一部完了払）

第 24 条 受注者は、履行期間の完了前に一定期間ごとの完了部分（以下「一部完了部分」という。）があるときは、一部完了部分に相当する金額を請求することができる。この場合において、第 22 条中「業務」を「一部完了部分に係る業務」と、前条中「委託料」を「一部完了部分に係る委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 請求回数は、あらかじめ発注者と受注者が協議の上、別途支払予定表を作成しなければならない。この場合において、請求する一部完了部分に係る委託料に相当する金額に 1 円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り捨てるものとし、履行期間の初回の請求において調整するものとする。

（契約不適合責任）

第 25 条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第26条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条から第29条までのいずれかの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第27条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 管理技術者又は工事監理者を配置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第25条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第28条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者が業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第31条又は第32条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 本事業に係る他の契約の全部又は一部が解除されたとき。
- (10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその

役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(談合その他不正による解除権)

第 29 条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じて、発注者はその責めを負わないものとする。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。))。

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号。以下「刑法」という。)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(5) 受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 30 条 発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第 27 条及び第 28 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第 31 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 32 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 第 13 条の規定により要求水準書等を変更したため委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 14 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5 (履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月) を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 33 条 前 2 条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第 34 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第 24 条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分 (第 24 条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。) の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料 (以下「既履行部分委託料」という。) を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。

(解除に伴う措置)

第 35 条 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法 (明治 29 年法律第 89 号) の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第 36 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) この成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第 27 条から第 29 条までの規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、当該違約金は損害賠償額の予定ではなく、発注者に生じた損害の額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、その超過分について賠償を請求することができる。

(1) 第 27 条から第 29 条までの規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料から第 34 条に規定する既履行部分に相応する委託料を控除した額（1,000 円未満の端数金額は切り捨てる。）につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定により財務大臣が定める率で計算した額とする。
- 6 前項の損害金に 100 円未満の端数があるとき、又は損害金が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。
（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）
- 第 37 条 受注者は、第 29 条各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の 10 分の 2 に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。
- 2 受注者は、第 29 条各号のいずれかに該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、委託料の 10 分の 3 に相当する額を支払わなければならない。
- (1) 第 29 条第 1 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 の規定の適用があるとき。
 - (2) 第 29 条第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
（受注者の損害賠償請求等）
- 第 38 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第 31 条又は第 32 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第 23 条第 2 項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
（賠償金等の徴収）
- 第 39 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から委託料支払いの日まで支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延金を徴収する。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第 40 条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員等（第 28 条第 7 号に規定する暴力団員及び暴力団と関係を有する者をいう。）から、妨害（不当な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに被害届を速やかに所轄の警察へ提出しなければならない。

2 受注者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の被害届の提出を怠ったと認められる場合は、飛島村の調達契約からの排除措置を講じることがある。

(契約不適合責任期間等)

第 41 条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第 22 条第 4 項の規定による引渡しを受け、本施設の工事完成後 2 年を経過する日までの期間以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときは適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が要求水準書等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第 42 条 受注者は、この契約の履行により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。

(個人情報の保護)

第 43 条 受注者は、この契約の履行に関して、個人情報を取り扱う場合は、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第 44 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(以下余白)

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1条 受注者は、この契約の履行に関して取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に従い、適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持等)

第2条 受注者は、この契約の履行に関して取得した個人情報（法第2条の定義に従い、要求水準書等に定める発注者から引き渡された個人情報及び受注者が作成、取得した個人情報を含む。）が適正に保護されるよう措置するものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取扱いの禁止)

第3条 受注者は、個人情報に関し、次の各号に掲げることをしてはならない。ただし、発注者が書面により承諾した場合を除く。

- (1) 個人情報処理の第三者への委託
- (2) 契約目的以外の目的とする利用、提供
- (3) 個人情報の複写及び複製
- (4) 受注者の管理する以外のコンピュータへの入力

(個人情報の管理)

第4条 受注者は、発注者から引き渡された個人情報について、個人情報取扱責任者を定め、その職・氏名を発注者に書面により届け出なければならない。個人情報取扱責任者が変更された場合も同様とする。

2 受注者は、再委託を行った場合は、再委託に係る個人情報の取扱いが適正に行われるよう、再委託先に対し必要かつ適切な監督を行うとともに当該再委託に係る個人情報の滅失、漏えいその他の個人情報の保護に関するすべての責任を負うものとする。

(取扱終了後の措置)

第5条 受注者は、発注者から引き渡された個人情報について、履行完了後、速やかに発注者に返還しなければならない。また、発注者の承諾を得て作成された複製物等については、受注者の責任で消去又は破棄し、その旨を発注者に書面により届け出なければならない。

2 受注者が、この契約の履行に関して、作成又は取得した個人情報については、この契約終了後、その内容及び契約終了後の取扱責任者を発注者に書面で報告しなければならない。

(調査・勧告)

第6条 発注者は、受注者が契約の履行に関して取り扱っている個人情報の状況について、必要に応じて調査することができる。

2 発注者は、受注者のこの契約の履行に係る個人情報の取扱いが不適当と認められるときは、必要な勧告を書面で行うものとする。

(事務従事者への周知義務)

第7条 受注者は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う事務に従事する者に対して、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(取扱要領等の作成)

第8条 受注者は、施設管理運営業務を受託した場合、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに係る事務取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故報告義務)

第9条 受注者は、この契約の履行に関して個人情報を漏洩、毀損及び滅失その他不適正な取扱いが発生した場合は、発注者に対し速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(違反した場合における契約解除の措置等)

第10条 発注者は、受注者が正当な理由なく特約の全部又は一部を履行しない場合、事前の催告なく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、受注者が正当な理由なく特約の全部又は一部を履行しない場合、本契約を解除するか否かに関わらず、受注者に対し損害賠償請求できるものとする。

(個人情報等の管理状況についての検査)

第11条 受注者は、役員及び業務従事者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況、本件個人情報等又は特定個人情報の管理につき、定期的に検査を行う。

2 発注者は、特に必要と認めた場合には、受注者に対し、本件個人情報等又は特定個人情報の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に受注者の事業所等の関係場所に立入調査をさせることができるものとする。

3 前2項の規定は、再委託先並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。